

第 6 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成26年11月 7 日

閉 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成26年11月7日（金曜日）

午後0時59分開議

午後2時52分閉会

本日の会議に付した事件

県内の各建設産業団体との意見交換

出席委員（6人）

委員 長 東 充 美
副委員 長 緒 方 勇 二
委 員 山 本 秀 久
委 員 吉 永 和 世
委 員 森 浩 二
委 員 磯 田 毅

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部 長 猿 渡 慶 一
総括審議員兼
河川港湾局長 渡 邊 茂
政策審議監 金 子 徳 政
道路都市局長 手 島 健 司
建築住宅局長 平 井 章
監理課長 成 富 守
土木技術管理課長 古 澤 章 吾
建築課長 田 邊 肇

参考人

熊本県建設産業団体連合会

会長 橋 口 光 徳
副会長 福 島 正 継
副会長 味 岡 和 國
副会長 藤 本 祐 二
理事 坂 田 信 介

理事 松 村 陽一郎

理事 岩 永 一 宏

理事 前 川 浩志

一般社団法人熊本県建設業協会 品質確保
特別委員会

委員 森 光 也

委員 中 川 徹 治

委員 佐 藤 一 夫

委員 松 原 隆 文

委員 原 田 正 孝

委員 遠 山 玄 朗

委員 味 岡 俊 彦

委員 神 崎 弘 光

事務局 豊 後 謙 藏

事務局 堀 敏 行

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆 彦

政務調査課主幹 松 野 勇

午後0時59分開議

○東充美委員長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第6回建設常任委員会を開催させていただきます。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

本日の委員会では、県内の各建設産業団体との意見交換を議題とさせていただきます。

それでは、県内の各建設産業団体との意見交換会を始めさせていただきます。

初めに、私のほうから御挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中に、熊本県建設産業団体連合会並びに熊本県建設業協会のほうから、橋口会長を初めとして18名の皆様に御出

席をいただきまして、大変ありがとうございます。

建設産業は、社会資本の整備、維持・管理更新、防災、さらには地域の雇用、経済を支える本県の基幹産業の1つであります。技術者や技能者の高齢化や若手の減少など、現在さまざまな課題に直面している現状ではないかと思われま

す。そのような中において、国は本年6月に、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施行及び品質の確保とその担い手の確保を目的として、いわゆる品確法、入契法、建設業法の一部を改正をいたしました。

本県議会といたしましても、法改正の趣旨を踏まえ、建設産業の抱える問題に適切に対応してまいるべく、皆様方と直接、意見交換を行う機会を設け、今後の委員会での御参考とさせていただきます。

今日は、まず橋口会長から県内建設産業を取り巻く現在の状況や今後の取り組みについて御説明をいただき、県のほうから品確法等問題につきまして御説明を申し上げた後に、全員での意見交換に入らせていただきます。忌憚のない御意見を皆様方からいただければと考えております。

短時間ではありますが、皆様方と実のある議論ができますよう御祈念申し上げまして、甚だ簡単・粗辞でございますけれども、委員長の私の御挨拶にかえさせていただきます。

今日は、よろしくお願いを申し上げます。

それでは着座でございますが、着座のまま委員の紹介をさせていただきます。

緒方副委員長です。

○緒方勇二副委員長 本日は、大変お世話になります。

○東充美委員長 山本委員です。

○山本秀久委員 いつも、お世話をかけてお

ります。

○東充美委員長 吉永委員です。

○吉永和世委員 お世話になります。

○東充美委員長 森委員です。

○森浩二委員 よろしくお願います。

○東充美委員長 磯田委員です。

○磯田毅委員 こんにちは。よろしくお願います。

○東充美委員長 以上6名でございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、県内の建設産業団体を代表いたしまして、熊本県建設産業団体連合会及び一般社団法人熊本県建設業協会の橋口会長より、まず御挨拶をいただきたいと思

います。○橋口参考人 本日は、県議会建設常任委員会に出席させていただきます、まことにありがとうございます。

御存じのように、私ども建設産業は、いろいろな制度の中で成り立っている産業でございます。

今回、国のほうで建設産業の将来を見据えた品確法の改正が行われました。せんだっての県議会の一般質問で森県議より質問していただき、当局においても品確法を徹底するためさまざまな方策をとっていただいているところでございます。しかし、品確法の改正だけでは問題が是正できず、品確法を生かすための芯の部分、一番大切なところを見直さなければ再び元の木阿弥になってしまうのではないかと、大変危惧をしております。

私どもも、建設業協会の中に品確委員会を立ち上げ、どのようにすればこの品確法が適

正に機能するか、議論してまいりました。

将来、建設産業が健全に繁栄していくために、今回の意見交換が県の行政に反映されますことを願ひまして、挨拶にかえさせていただきます。

本日は、よろしくお願ひ申し上げます。

○東充美委員長 続きまして、豊後理事より本日の出席者の御紹介をお願いいたします。

○豊後参考人 失礼させていただきます。

まず、建設産業団体連合会から読み上げさせていただきます。

（橋口参考人～前川参考人の順に紹介）

○豊後参考人 熊本県建設業協会品質確保特別委員会からの参加者でございます。

（森参考人～豊後参考人の順に紹介）

○東充美委員長 ありがとうございます。

引き続き、建設産業団体からの概要説明をお願いいたしますが、これから先につきましては着座のままで結構でございますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○橋口参考人 それでは、建設業協会の政策局長の堀より、概要説明をさせていただきます。

○堀参考人 それでは、お手元の資料、熊本県議会建設常任委員会資料、一般社団法人熊本県建設業協会の資料に基づきまして御説明いたします。

品確法の改正につきましては、6月4日に改正、公布・施行されまして、現在8月に発注関係事務の運用指針、骨子イメージ案に対する意見が、建設業界に対しても求められました。

私ども熊本県建設産業団体連合会に対しても照会がございまして、それにつきましては熊本県法面保護協会が1件、熊本県建設業協会が13件の意見を回答したところでございます。

本日は、意見交換の資料としまして、建設業協会の内部に設置しました品質確保特別委員会で議論しました内容につきまして、概要として御説明をさせていただきます。

それでは、1ページをお開きをお願いいたします。

県内建設業を取り巻く状況についてということ、1でございますが、平成26年度は、平成24年度、平成25年度の繰越事業を含む経済対策による公共事業や災害関連予算の増加によりまして、受注量は確保されているところでございます。ただ、国・県の財政事情からすれば現在の状況は一時的なものと考えられ、来年度以降厳しい経営環境が予測され、業界としても危機感を持っているところでございます。

2番でございますが、県内の公共工事の動向は、平成26年9月末現在、昨年同期と比較しまして、件数で87.2%、請負額で76.7%と、昨年に比較しますと低調に推移をいたしております。

県工事におきましては、宇城地区、菊池地区、球磨地区の落ち込みが激しく、対前年比で各地とも請負額でおおむね60%程度で、熊本地区の160%と比較して地域的な格差が生じているのが現状でございます。この数値につきましては、西日本建設業保証株式会社の9月末のデータでございます。

3番でございますが、阿蘇地域におきまして現在、災害関連予算の工事が発注されておりますが、技能労働者などの確保が現地できなため、宿泊費、輸送経費等の非常に負担が大きくなっておりまして、阿蘇地域以外から受注しております建設工事を中心に利益が確保できない工事が多くなっております。

4番目でございます。設計積算におきまして、市場単価や施工パッケージ型単価の導入による格差や、急激に上昇している実勢単価との格差により、発注者の積算単価では全く利益が確保できない工事が建築などで多く発生しております。

5番目でございますが、設計積算の基礎となる歩掛かりが工事実態と格差を生じているとともに、標準工期が確保されない年度末を工期末とした工事が今後発注される見込みであり、さらに資機材の確保が困難になることが予想している状況でございます。

2番目でございますが、そういう中で私も品確委員会としまして、今回のいわゆる品確法の中で適正利潤の確保という課題の中で論議しました点について簡単に取りまとめているのが2でございます。

左のほうに図を示しておりますが、設計積算の基本的な内容、色分けしておりますが、直接工事費、間接工事費、一般管理費ということで表示をしているところでございます。

その設計された工事によります設計額につきまして、右の欄のとおり適正利潤の確保を阻害している要因というものを取りとめております。これは、委員会の中でそれぞれ委員の方々に課題を出してもらったものをまとめているものでございます。

設計積算時ということで、建築などにおける予算(補助金)の制約による予定価格と設計価格との乖離ということで、大型箱物工事の場合の例でございますけれども、予算の制約によりまして、いわゆる建築会社が設計した価格と、実際に入札します価格のときに、非常にその乖離があるというのが実態でございます。そういうケースがあるというのが、問題点として出ております。

2番目でございますが、設計に使われる労務費単価や市場単価と、施工時の実勢単価の格差が生じているということでございます。

入札時におきましては、歩掛かりによる予

定価格の設定についての課題でございます。

それと2点目でございますが、市町村などにおきまして最低制限価格の未設定の市町村があることや、いわゆる公契連モデル以下の低価格による設定がなされた場合における過度の競争などがあるということでございます。それと、総合評価方式での技術提案におけるいわゆる費用の負担というのが課題として出ておりました。

工事施工時でございますが、発注者が発注前に行うべき条件処理が未処理で発注され、受注者がいろんな形でそれにかわり実施する、例えば、支障物件の移転に対するものとか警察等との協議などということで、こういう課題も出てきております。

また2点目でございますが、地権者や隣接住民に対するいわゆるサービス工事や住民対策の実施。

また3点目でございますが、共通仮設費計上の安全施設の費用が現場条件により、夜間作業や交通規制などで過大な追加費用を負担する事例、それと工期不足による休日勤務や夜間工事による追加費用の増加などが工事施工時の課題として上がっております。

また設計変更でございますけれども、発注者の原因による一時中止などで費用負担の増加のケースも問題に出ております。また、予算の制約による設計変更対象外の増加ということで、こういう課題が生じているということで、左の図でございますけれども、設計額というのは適正に市場単価で設計された価格が、いわゆる入札時における例えば歩切りとか、それといわゆる競争によります入札差金ということで、それがだんだん目減りしていき、結果的にはこの中の一番下段でございますが、一般管理費がやっぱり実質的に影響を受け、会社経営とかいわゆる付加利益などについて影響を及ぼしている課題があるというのがこの表でございます。

それを受けまして、次のページ、3ページ

をお願いいたします。

建設業協会における今後の取り組みとしまして、建設業としまして県民の安心・安全をサポートする地域に根ざした足腰の強い建設産業の構築が私ども建設業としての課題でございます。

緊急に取り組むべき課題としまして、1としまして、社会資本整備や災害復旧等の担い手である地域建設業が将来的にも経営が継続されること。それと2番目でございますが、工事の品質の確保、下請労働者のための適正な利潤の確保。3番目が、技術者、技能労働者の労働環境の向上、新規就労の促進。4番目として、公共工事などの建設投資の安定的な確保を、緊急に取り組むべき4つの課題としております。

その具体的な取り組みとしましては、従来から行っておりました1でございますが、公共工事費の継続的な安定を目指した要望活動の実施や、今回の品確法改正で盛り込まれました適正利潤の確保を目指し、県・市町村に対する要望活動の実施。これにつきましては4点ほど上げておりますが、まず①で労務費、資材等を適正に反映した予定価格の設定、これは先ほど説明しました歩切りや最低制限価格の設定や引き上げ、それとかいわゆる適正な単価の設定などを内容としております。

2番目が、予定価格に起因する不調・不落の場合の見積書の再徴取の実施ということで、今回の品確法の中にこの部分も盛り込まれているところでございます。

3番目としまして、計画的発注、適切な工期設定、適切な設計変更の実施につきましても、要望をしていきたいと思っております。

4番目でございますが、またあわせて適正な歩掛かりの確保に向けた取り組みというも新たに設けているところでございます。

3番目でございますが、今回の品確法の中

で多様な入札制度の部分が改正をされましたので、それにつきましても私ども課題研究とともに、あわせて現在行われております総合評価方式の課題研究も実施していくことにしております。

4番目でございますけれども、新規就労者増加を目指しました建設業イメージアップの広報活動を現在、県で積極的に実施していただいております。人材確保体制につきましても、県協会としまして積極的に取り組むこととしておるところでございます。

4番目でございますが、発注者の責務ということで、今回、改正品確法の中で発注者の責務第7条の中で実施ということで、ここに掲げております6項目が法律の中に明記されているところでございます。

その中でも、いわゆる適切な仕様書、設計書の作成及び(3)でございますが、最低制限価格の設定。それと(4)でございますが、計画的な発注、適切な工期の設定などにつきまして、今回、私どもとしましては意見としまして国・県に対してもこの適切な実施について要望をいたしているところでございます。

最後のここに書いておりますとおり、改正品確法の趣旨が各首長様に理解され、担い手確保・育成の喫緊の課題解決に向けて、発注者の責務に明記されました項目につきまして、その現状を調査公開していただくとともに、県と市町村との発注者協議会などにおきまして定期的に改善状況を調査・検証していただき、今議会の中で報告していただくよう公表していただきたいというのが、私ども協会としてのお願いでございます。

次の5ページ以降につきましては、九州地方整備局及び全国建設業界に提出しました運用指針に対する、運用指針のイメージ案に対する意見・要望項目でございます。数字と、ブルーで示してあるものにつきましては、これは現在の骨子案の項目と番号でございます。この参考資料につきましては、後ほど行

われる意見交換としまして、参考資料として添付しております。

以上で、概況について説明を終わります。

○東充美委員長 ありがとうございます。

それでは意見交換に入ります前に、いわゆる品確法関係等につきまして、執行部の関係課長から御説明をお願いいたします。

まず、成富監理課長。

○成富監理課長 監理課の成富です。

お手元の資料の、説明資料の1をお願いいたします。

まず1ページですが、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律、これにつきましては、2段目の枠のところですが、今話がありますように発注者の責務の明確化ということで、改正品確法のほうでは、例えば丸の1つ目で予定価格の適正な設定、丸の3つ目では最低制限価格の設定、丸の4つ目では計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更等がうたわれております。

2ページをお願いします。

こちらは、それを受けまして適正化指針の改正のポイントをつけております。

まず、1のダンピング対策の強化ということで、適正化指針のほうでは本規定を根拠として、低入札価格調査制度等を未導入の地方公共団体に対しその導入等を要請するというふうに国のほうは言うておられます。

2の、歩切りの根絶につきましては、一番枠内の下でございますけれども、歩切りについては調査を実施し、疑わしい地方公共団体等に個別に説明聴取、必要に応じ個別発注者名を公表すること等により改善を促進というようなことが記載されている状況でございます。

3ページをお願いします。

話がありますように、発注関係事務の

品確法を受けた運用指針のスケジュールでございますけれども、26年7月の下旬に第1回の骨子イメージ案が示されまして、地方公共団体等から意見書の提出を8月下旬に行っております。

その下でございますけれども、平成26年10月上旬に、それを受けました第2回の骨子案が、運用指針が示されました。で、地方公共団体等は11月上旬までに意見書を提出することとされております。

一番最後の欄ですが、平成26年12月に発注関係事務の運用に関する指針を策定と、年内に策定される予定になっております。

4ページをお願いします。

これは、8月末に第1回の骨子案が示されたときに、熊本県から出した主な意見の一覧でございます。

まず、本指針の位置づけについてのところでは、右側の意見の内容の欄でございますけれども、地域の実情に応じた指針の運用としてほしいというようなことが意見を出しております。これについては、第2回に示された運用指針では反映されている状況でございます。

次に、(2)の工事発注準備段階の⑦ですが、担い手の確保・育成に必要な適正な利潤の確保のための適正な予定価格の設定につきましては、本県としましては実勢を十分に反映した単価となっていない市場単価に対する対応方法を明示してほしい。あと、歩切りの定義を明示してほしい等を意見と出しましたら、上のほうは反映されずに歩切りの定義を明示してほしいについては、第2回では反映されている状況でございます。

⑨ですが、計画的な発注や適正な工期の設定及び工事施工時期の平準化につきましては、本県としましてはゼロ国債の拡大、国の予算内示の前倒しや迅速な交付手続などを記載してほしいと要望いたしましたけれども、第2回の骨子案では示されていない状況です

し、反映されていない状況でございました。

(3)の入札契約段階の⑩でございますけれども、競争参加資格の設定、予定価格の事後公表等による適切な競争環境の確保につきましては、本県としましては公表時期については一律で事後公表とせず、自治体の判断により事前公表も可とする取り扱いとしてほしいという要望を出しまして、これについては反映されてる状況でございます。

5ページをお願いします。

一連の表は国土交通省の指標でございますし、第1回の骨子案に対する他の全国の地方公共団体の意見または全国の建設業団体の意見等の一覧の表でございます。

一番上の本指針の位置づけについての指針の位置づけの全般につきまして、地方公共団体の意見等は本県と同じように、1つ目のポツですけども、運用指針を発注者共通のルールとして強制するのではなく、各発注者の実情を踏まえた柔軟な運用を認めてほしいというような意見が他県でも出されている状況でございます。

右側に行きまして、建設業団体の意見としましては、運用指針を策定した後、各発注者の指針に規定する内容の実施状況を確認し、国によるフォローアップを実施してほしいという意見が出されております。

(1)の①の事業目標の設定、事業全体の工程計画の作成の欄では、一番右の建設業団体の意見の欄でございますけれども、設計段階で関係機関調整や用地取得等の工事前裁きをしっかりと実施することを明記してほしいという意見が出されております。

(2)の工事発注準備段階の④の工事の性格等に応じた工事の入札契約方式の選択につきましては、これも建設業団体の意見を紹介しますと、地域インフラを支える方式を積極的に導入してほしいという意見が出されてます。

⑦の担い手の確保・育成に必要な適正な利潤

の確保のための適正な予定価格の設定につきましては、地方公共団体の意見の欄では、歩切りの定義を明確にしてほしい、必要に応じて積算基準の見直しを実施し、見直した場合は情報提供してほしいという意見が出されてます、他県等でも。

で、建設業団体の意見としましては、歩切りの禁止を関係機関へ周知徹底してほしいという意見が出されております。

⑨の、計画的な発注や適正な工期の設定及び工事施工の時期の平準化につきましては、建設業団体の意見としましては、計画的な発注や適正な工期設定、工事施工時期の平準化を推進してほしいという意見が出されております。

(3)の⑩、競争参加資格の設定、予定価格の事後公表等による適切な競争環境の確保につきましては、本県と同じように発注者の判断により予定価格の事前公表も選択できるようにしてほしいという意見が出されております。

⑪企業の施工能力の適切な評価、適正価格での契約につきましては、地方公共団体の意見の欄では、最低制限価格の設定は全ての工事を対象とはしないでほしいという意見が出されている状況でございます。

建設業団体の意見としましては、企業の技術的能力をもっと積極的に評価してほしい、最低制限価格を必ず設定するようにしてほしいという意見が出されている状況でございます。

下に行きまして、2の発注体制の強化のところ(1)で⑫の、発注者みずからの体制の整備ですけども、建設業団体の意見としましては、発注者みずからもマンパワーの確保や技術力等の向上を進めてほしいという意見が全国的に出されている状況でございました。

6ページをお願いします。

この6ページが、発注関係事務の運用に関する指針ということで、第2回に示された骨

子案の概要でございます。

下の欄の中でございますけども、(1)で調査及び設計段階、(2)で工事発注準備段階、(3)で入札契約段階、(4)で工事施工段階、(5)で完成後という、この5つのフレーズについて記載がされている状況でございます。主なものを御紹介しますと、(2)の工事発注準備段階で、⑥で現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成、⑦で適正利潤の確保のための予定価格の設定、⑧で発注や工事施工時期の平準化等が記載されてます。

(3)の入札契約段階では、⑨で適切な競争参加資格の設定、予定価格の事後公表等が記載されている状況でございます。

7ページをお願いします。

7ページにつきましては、工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用についてということで、それぞれ多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点について概要等が記載されている状況でございます。

8ページをお願いします。

第2回に示されました発注関係事務の運用に関する指針の骨子案の概要を、主なものだけを説明いたします。

まず、予定価格(歩切り)については、下線が引いてありますけど、歩切りについては厳にこれを行わないものとするという義務的記載がされております。

次の、最低制限価格等につきましては、適切に低入札価格調査基準または最低制限価格を設定するなど必要な措置を講ずる記載ということで、義務的記載になっております。

平準化・適切な工期の設定及び設計変更のところにおきましては、発注・施工時期の平準化を図るよう努める。次は、適切な工期設定を設定するよう努めるということで、努力規定的な記載になっております。

次ですけども、請負代金の額及び工期の変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行うということで、という記載になっており

ます。

予定価格の公表につきましては、予定価格は原則として事後公表と。予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないように適切に取り扱うものとするという記載になっております。

以上が、品確法関係の全般的な説明でございます。

9ページをお願いします。

9ページ目以降につきましては、県内の状況と県土木部の対応について御説明いたします。

まず9ページ目ですけども、予定価格、最低制限価格の設定状況です。平成26年10月1日現在の状況ですけども、予定価格の設定につきましては、まず熊本県は端数整理で設計金額とおおむね同一としております。

県内市町村の状況ですけども、設計金額と同一という団体は20団体、設計金額と異なるということで、一般による歩切りをしている団体は県内25団体あるという状況になってます。

最低制限価格の設定につきましては、熊本県は最低制限額は、範囲としては予定価格のおおむね70から90%にしています。

ここで、ちょっと詳しくなりますけども、内訳としましては直接工事費掛け95%プラス共通仮設費は90%、現場管理費には80%、一般管理費には30%を掛けまして、それらの合計に対して1.035の補正係数を掛けた後にランダム係数を掛ける仕組みとしております。

右側に行きまして、(2)県内市町村の状況ですけども、10月1日現在、熊本県方式公契連モデルを準用している団体は県内では9団体にとどまっております、まだまだ公契連モデル以下、また予定価格に一定率を乗じ70%未満と、または最低制限価格を設定制度なしというような団体もありますんで、こうい

う団体に対して引き続き県としては助言等をしていきたいというふうに思っております。

10ページをお願いします。

こういう状況を受けまして県土木部では市町村への働きかけを行っております。働きかけの状況としましては、表に書いてますように、5月には公契連総会、6月には公契連の基礎研修会、8月には公契連の専門研修会等で、各市町村の契約担当課長、担当者等に説明をしている状況でございます。

8月5日には、県町村会の評議員会等で品確法(歩切り)の根絶等について説明をしている状況でございます。

8月18日には、副市町村長の研修会で説明をしています。9月30日は県市長会、秋季定例会のほうで、各市長に説明している状況でございます。

そのほか、下の市町村宛ての通知を随時やっている状況でございます。

以上でございます。

○古澤土木技術管理課長 土木技術管理課長の古澤でございます。

説明資料の2をごらんいただきたいと思っております。

先ほどから、適正な利潤を確保するための予定価格の基礎になる工事費のシステムと積算について簡単に御説明申し上げたいと思っております。1ページを、ちょっとお開きください。

1)の工事費の構成、これは土木工事の場合でございますが、工事費とそれから工事費の中には工事原価価格それから消費税相当となっております。

それから工事価格の中でいわゆる直接工事費と諸経費、この中に共通仮設費、現場管理費、一般管理費といった形で、先ほど来一般管理費でいわゆる本社経費等々になるもの、それから現場管理費、共通仮設費が現場での共通仮設あるいは現場での諸費用ということ

になります。

で、直接工事費、先ほど来積み上げ方式、市場単価方式、施工パッケージ方式ということで、市場単価方式、施工パッケージ方式についていろいろ御意見がございました。それで、それぞれの積算方法について簡単にちょっと御説明申し上げます。

積み上げ方式、これは従来からやっておりましたいわゆる労務費、資材費、機械経費、これを施工単位当たりで数量を用いました歩掛かりを用いて設計工事費を算出するというものでございます。

それから市場単価方式でございます。これは、労務費、資材費及び機械経費等を含む一式当たりの市場での単価を用いた算出法でございます。市場での単価と申しますのは、いわゆる下のほうに米印で記載しておりますけれども、元請あるいは下請さんの中で形成されております工種に適用するという、いわゆる市場の中で取引価格がある程度決められているものに適用するというものでございます。

それから2ページのほうでございますけれども、これが新しく熊本県のほうでは今年10月から適用することにしております施工パッケージ型積算方法でございます。施工単位ごとに標準価格というものを決めまして、いわゆる労務費、資機材それから機械経費などを含む一式単価でございますが、これを補正して使うというものでございます。補正のやり方につきましては後ほど説明させていただきますが、この施工パッケージ型積算方法が導入されまして、今後、主要な工種、積み上げ方式でやっておりましたものは順次施工パッケージ方式に移行していくということになるかと思っております。

次のページをお開きください。

3ページ、4ページのほうに、市場単価方式と施工パッケージ型積算方式について簡単に説明させていただきます。

まず、市場単価方式でございます。

単価の決定方法でございますが、3カ月ごと、いわゆる四半期ごとに都道府県単位で、元請業者さんと下請業者さんで結ばれます契約を実際の取引価格を調査して決めるということで、価格につきましては取引の頻度が最も多い取引、最頻値、平均値でございます、最頻値をもとに市場価格を踏まえて決定するというものでございます。

これにつきましても、現状の課題ということでまとめております。実は、設計労務単価につきましては、御存じのように平成25年4月それから26年2月に大幅に引き上げられております。これは実勢価格の上昇に加えまして、社会保険加入に必要な法定複利を勘案したものでございます。

それから2つ目の丸でございます。市場単価というのは、いわゆる先ほど申しましたが、市場で元請業者さんと下請業者さんで行われます取引価格の実態調査に基づいて定められております。それで、先ほど設計労務単価の引き上げ分、これがなかなか市場のほうに反映していない、反映するのに非常に時間がかかっているという問題を抱えております。それに加えまして、ここに落札率と出ています。落札率によりまして元請さんと下請さんの間の取引率にも影響しているんじゃないかということで、市場単価が下がるという、ある程度悪循環を繰り返すような、そんな構造的な課題を抱えているんじゃないかというふうに考えております。

ちょっと、下のほうの図をごらんいただきたいと思えます。これは土木工事の鉄筋工をちょっと比較したものでございます。それから市場単価の鉄筋加工と比較しております。縦軸のほうに割合がきて、横軸に時期をあらわしております。平成25年4月以前を100といたしまして、どれだけの上昇率があっているかというふうな比較をしております。平成25年4月1日に13.4%の設計労務単価のアップがなされました。それを受けて市場単価は

どうなっていたかと申しますと、これ実線でございます。実線のほうで平成25年10月ですね、ここでやっと2%程度上昇、そして平成25年度の1月で4%、4.5、5%弱ですか、でございます。そしてことしの4月1日でやっと10%と、そういうふうに非常に設計労務単価の上昇に反応する速度が非常に遅い。平成25年4月1日の上昇分に相当するものに上昇したのが、約15カ月ぐらいかかっているんじゃないかというようなちょっと分析をしております。これにつきましては我々のほうでも、国はこういったタイムラグが生じないように改善要望いたしておるところでございます。設計単価の引き上げが速やかに市場単価に反映されるように、制度を少し見直してほしいということを要望しております。

また、先ほどの改正品確法の中でも運用指針の中でも同様な意見を提出しているところでございます。

次に、施工パッケージ型の積算方法でございます。

4ページをごらんくださいませ。

導入の状況でございます。積算業務の負担軽減というのが主な目的でございますが、国におかれましては平成24年の10月から導入されております。順次、適用範囲が拡大されておまして、現在、道路改良、舗装などの6工種の中で207パッケージが設定されております。施工パッケージがされた部分につきましては、標準歩掛りから削除されておまして、もう積み上げ方式はなくなっているというような状況でございます。熊本県におきましても、去る10月から導入を開始したところでございます。

この単価の算定方法を簡単に申し上げます。施工単位ごとに労務、資機材経費を含んだ、いわゆる東京地区での標準単価を設定します。これを各地区での、あるいは時期で補正して算出するという方法でございます。この標準単価と申しますのは、入札によりまし

て受発注者で合意した単価、いわゆる入札して契約された単価と、それから入札に参加された応札者の単価、これは入札されて札を入れた方の単価それぞれを収集しまして、複数年度の単価動向というのをモニタリングしながら、実際の施工状況の変動を踏まえて年度当初に改定するというようなシステムになっております。

先ほどの地区ごとの補正のイメージでございます。図をごらんいただきたいと思いますですが、例えば平成26年10月の熊本の単価というのをどんなように計算するかと申しますと、平成26年4月の設定、これ東京標準単価でございますけれども、これに対して両括弧内に示しておりますそれぞれの東京での単価、熊本での単価、そしてその月10月の単価というものを比較しまして補正していくというものでございます。

ここでアルファベットのR、Z、Kと申しますのは、この標準単価に占める労務費の構成割合、いわば歩掛かりに相当するものかなというふうに考えております。こういう形で地区・時期による補正をやるというイメージでございます。

この物価への変動の反映でございますが、標準単価というのはどうしても年度当初に設定されますので、毎月の更新というのは非常に難しいことでございます。それで標準単価からいわゆる各地区の積算単価の補正につきましては、毎月ごとの最新の物価動静を予定価格に反映させるというシステムでございます。

それから、最後の丸でございます。合意単価と応札単価いわゆる契約単価と入札された方の単価、これいわゆる入札行為に基づくものでございます。それで、施工状況の調査に基づく傾向ですね、施工状況調査の傾向と異なる場合、いわゆる一般的な施工と異なる場合があるんじゃないかと。そういった場合には、いわゆるここで歩掛かり調査レベルで詳

細な調査によりまして現場の施工実態を再度把握した上で標準単価を決めるという、そういうシステムで施工パッケージ型積算システムというのはこれから運用していくことになるかと思っております。

説明は、以上でございます。

○成富監理課長 それでは、お手元の説明資料の3をお願いします。

資料3では、熊本県工事における発注の状況ということで、土木一式と建築一式工事について、発注と竣工の状況について御説明したいと思います。

1 ページをお願いします。

表の見方でございますけれども、縦軸に発注、竣工、手持ち工事量、横軸に各年度ごとの軸を取っております。

土木一式工事について1 ページで説明しますと、まず発注のところで青い線が現年、赤い線が契約繰越、緑の線が未契約繰越ということで、ちょっと複雑になっておりますけれども、青い現年の線で説明いたしますとまず21年の発注は大体、現年は9月ごろが山になってます。それを見て下に行きますと、竣工の欄では現年は大体3月に竣工を迎えているという状況でございます。

そういう見方をしますと、赤い線発注のところを見ていただきますと、契約繰越でございますんで、大体発注を3月にしているということで、それが翌年度の竣工はどうなっているかという、これは大体1年通じてその山を迎えることなく竣工していく状態になっているという状況でございます。

全体的に見て、やはり3月に発注機関は発注に追われ、受注者は竣工に追われるということで、かなり3月に発注者、受注者ともかなりの負担がきているというのが現在の状況ではないかと思っております。

こういう点からも今、発注の平準化というのが品確法ということで書かれておりますん

で、品確法の趣旨を踏まえて、県で現在の制度の中でできる点、繰り越し制度を活用したりとか、その辺について今後検討していきたいというふうに思っています。

建築一式工事についても同じような傾向でございますので、後ほど見ていただければと思います。

説明は、以上でございます。

○東充美委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりましたので、これから意見交換に入らせていただきます。どなたからでも構いませんので、挙手にて御発言をいただければと思います。

なお、役職につきましては所属団体の役職名でお呼びいたします。発言につきましては、委員長から指名のあった順にお願いいたします。

○森参考人 品確委員会の森といいます。よろしくをお願いします。

まず、先ほど堀政策局長から、資料の1ページになりますけれども、県内建設業の取り巻く状況について説明がありました。

その中で、3に阿蘇地域のことについて書いてありますけれども、私が阿蘇出身ということで、阿蘇の現状を少し説明させていただきたいと思います。

まず、今現在、阿蘇のほうでは発注が請負金額で約80%の発注になっております。この文書でいきますと、阿蘇地域において災害関連予算の工事が発注されているが、技能労働者等の確保が現地でできないということでございますけれども、現在やっぱり労務的には普通作業員、それから機械のオペレーターそれからブロック工が間に合わない状態でございます。そして宿泊費、輸送費等の負担が大きくなって利益が確保できないということになっておりますけれども、材料的につきましては、発注がまだ80%ということで、どうに

か間に合っている状態でございます。それで、昨年生コンのほうが大分間に合わなかったときがありましたけれども、今、工法はソイルセメントという工法は大部分、設計上取り入れられておりまして、その分だけ施工が早くなるということで、そのほうも順調に間に合っているんじゃないかなと思っております。

ただ、ソイルセメントにつきましても、やはり試験費とか試験回数が多いということで、見えない部分の受注者負担がふえているということを聞いております。

それと、やっぱり阿蘇は寒冷地でございますので、ことしも1月に大雪が降りましたが、またことしのほうも大雪が降った場合にどうなるんだろうかということを心配しております。

以上、簡単ですが、阿蘇の現況を報告させていただきたいと思います。

続きまして5ページになりますけれども、参考資料のほうでちょっと要望をしたいと思います。

参考資料の⑦適正利潤の確保のための適正な予定価格の設定ということになっております。

この中で、1、若手建設従事者の雇用確保のため、労務単価を政策的に上げてほしいということで、現在やっぱり高校卒で離職者が約3年以内で48%ぐらいですか、それから大学生が3年以内でやっぱり40%ぐらい離職しております。建設業の場合はやっぱり入社したては何も資格もなくて基本給がやっぱり安いということもございますので、その辺のところ満足できなくてやめていくんじゃないかなと思いますけれども、我々としては、これは個人的な意見ですけれども、年齢のコンマ9掛けぐらいの基本給が払えたら定着率が少し上がっていくんじゃないかなと思っておりますので、何とか離職しないように政策的なフォローをお願いしたいと思っております。

す。

それから2番目の市場単価の算定において、実勢単価の上昇が対応できないよう調査方法、雇用期間の短縮を要望するというところでございます。先ほど県のほうから説明がありまして、この点はちょっと伺いましたけれども、なかなか市場単価が労務単価の反映に時間が要するというので、このことがたぶん下請さんとの金額調整の段階で時間がかかったり、適正な単価を払わなければいけないと、元請のほうで負担がかかってきている部分があるんじゃないかなと思っております。

それから3番になりますけれども、建設物価等の調査内容の公表と特殊資材の見積もり採用単価の公表をお願いしたいというところでございます。

県のほうでは特殊資材の単価は明示されておるとこの返事を受けておりますけれども、実際的にはまだ出てない部分があると思います。

それと、この特殊資材の歩掛かりなんですけれども、メーカーから出された歩掛かりと発注した段階の歩掛かりが差があるというところで、メーカーとの交渉が長引くというところで、材料がなかなか発注できないという部分が発生しているところがありますので、その辺のところの採用の実態に合った歩掛かりの設定をお願いしたいと思っております。

続きまして、6ページの⑨になります。適正な競争参加資格の設定、予定価格の事後公表となっております。これは県に対してのお願いということになりますけれども、最低制限価格の引き上げをぜひお願いしたいと思います。

理由としまして、継続的に企業経営を行い、将来を担う新規入職者の確保、若手技術者の育成のための適正利潤を確保することが不可欠であること、また入札価格の内訳単価が、これ施工パッケージだけ書いてありますけれども、歩掛かり、市場単価、施工パッケ

ージ等が10月から今度導入になっておりますけれども、さらなる積算単価の下落を招くおそれがあると思っております。この点も先ほど県のほうから改善のところが出ましたけれども、私たちは下がっていくんじゃないかなと思っております。今の現行の算定の直接工事費のところを100%に算入していただきたいと。共通仮設費のところも100%に設定していただいて、最低制限価格を引き上げていただきたいと思っております。

以上でございますけれども、この中の直接工事費と共通仮設費については先ほど県のほうから説明がちょっとありましたので、でも説明をちょっとさせてもらいます、済みません。

2ページをちょっと開いていただきたいんですけれども、2ページの左側の中で、図の中で、直接工事費、この中で材料費、労務費、直接経費ということで書いてあります。材料等については経済調査会、物価調査会等に基づいて設計単価がもう設けてあると思います。労務費についても労務費調査等で設計単価が決まっております。直接経費は、機械等もありますけれども、これも調べてあります。これが積算基礎として今、歩掛かり、市場単価、施工パッケージ、単価方式という形で、今度から県のほうが10月1日から入ってきますけれども、市場単価はもうほとんど外注費というほうに考えて、土木ではいいんじゃないかなと思っておりますけれども、この点に現行の最低制限価格のところをコンマ95を掛けていくと、実際、会社で払う給料、また下請等、材料メーカー等との取引関係に、せつかく決まったところの単価が逆転していくんじゃないかなという心配をしております。

間接工事費の共通仮設費のところなんですけれども、ここは今、運搬費、技術管理費とありますけれども、一番大事な安全費というのがあります。ここに警備員とか安全施設と

かありますけれども、ここにコンマ9を掛けられれば、警備員が今、熊本市内あたりでも1万2,000円から3,000円という話を聞いておりますけれども、ここでコンマ9掛けるとまたさらに設計単価が下がっていくということで、なかなか警備員の配置も難しくなるし、その負担も請負業者にくるんじゃないかなということでございます。

そういう点に基づいて最低制限価格の引き上げをお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上でございます。

○東充美委員長 はい、わかりました。

今、森委員から阿蘇の現状と、そしてまたいろんな要望ありました。委員会資料の中で適正利潤の確保のため適正な予定価格の設定の7番と、⑨の適正な競争参加資格の設定、予定価格の事後公表の件と、そしてまた直接工事費そして間接工事費の安全面についてありましたけれども、これについて執行部のほうから何かお答えできますか。

○古澤土木技術管理課長 土木管理課の古澤でございます。

先ほど森委員のほうから特殊資材単価、特殊見積もりについて単価の公表がないというふうなお話がちょっとあったかと思えます。

基本的に、これ全部公表すべきものというふうに私どもはしておりますので、もしもそういった公表してないというものがございましたら、できれば教えていただきまして、厳重に指導していきたいと思っておりますけれども、済みません。

○森参考人 わかりました。

○成富監理課長 今、森さんのほうから話がありましたように、適正な競争参加者の予定価格の事後公表の中で最低制限価格の中で直

接工事費が県等では95%掛けます。共通仮設費についても90%掛ける状態でございます。

県としましては、これ中央公契連モデルということで、各発注機関が共同で申し合わせをした基準に基づいて県は今運用している状況でございます。そういう状況でございます。他県でも最低制限価格を見直して引き上げるというような動きもあるやに聞いております。国のほうでも、そういう動きがあるかどうかというのは、私どもまだ確認しておりませんので、まず国の動向をまずしっかり見極めてですね、また本県の実情も踏まえて検討してまいりたいと思えます。

○森参考人 九州の土木委員会がございまして、そのときにもやっぱり各県から全部出てきまして、ぜひ最低制限価格を引き上げをお願いしたいということが全部の県から出てきております。そのデータはちょっと持ってきてないんですけど、出てきているのは事実でございますので、よろしくをお願いします。

○東充美委員長 よろしいですか。

では別に入りたいと思えますけど、ほかに。

○岩永参考人 私どもが説明しました資料の2ページの右側、言葉のほうで書いてございますけれども、建築工事においてのお話でございます。

この言葉では、建築等における予算の制約における予定価格と設計価格の乖離という言葉で書いてございますけれども、私ども入札に挑みます前には詳細設計図をもとに積算を行います。そこで金額を出すわけでございますが、その金額が予定価格を超過するということがままございます。しかしながら、予定価格は事前公表してありますので、落札には至ります。落札後、金入りの設計図書等々をいただきまして、どこか金額の違いがあるのか

というのを精査してみますと、特殊工法等々が使われているところが、私たちが調達できる値段よりはるかに安い金額で入っているケースが散見されます。

ですから、お願いといたしましては、特殊工法、もう変更ができないような工法の場合は、発注前に業者様からその見積もりを取った金額を、ある程度の経験値で金額を掛け算して、予定価格に入っているかとは思いますが、できればもうそのままの金額を入れていただくと、私たちが利益を損なうということもなくなると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○東充美委員長 今、岩永理事からありましたけれども、特殊工法とかそういう難しいことも出ましたけれども、この辺の件に関して土木のほうから。

○田邊建築課長 建築課長の田邊でございます。

今、岩永理事のほうから、資料でいきますと2ページの建築等における予算の制約による予定価格と設計価格の乖離に関連して実際に調べたところ、特に特殊工法の関係でその積算の価格というのが安くなっているといった御指摘だと思います。

先ほど予定価格のことにに関して土木のほうで、どういった工事費の積算をするかという話がありましたが、建築の場合は、先ほどの土木の手法ですと積み上げ方式とか市場単価方式あるいは施工パッケージ型積算方式といったことになってまして、建築の場合はこのほかに見積もりというのがございます。その見積もりについて、何と申しますか掛ける率が低過ぎるんじゃないかというふうな御指摘だと思います。

この件につきましては、見積もりにつきましては、実勢の取引価格等を参考にして決定しているつもりなんですけれども、今回いた

だいた御指摘を踏まえまして、見積もりに対する考え方というのを検討してまいりたいというふうに思ひます。

○東充美委員長 いいですか、岩永理事も。

○岩永参考人 はい、ありがとうございます。

○東充美委員長 ぜひ、そういう方向でできれば検討をお願いしたいと思ひます。

こちらの委員のほうからも何かありましたら。

○前川参考人 先ほど森委員長のほうから一ちょっと重複するんですけど、言われたことなんですけども、各県の最低制限価格の内容というものを我々業界でも調べておまして、各県それぞれのやり方があります。今、熊本では先ほど成富課長が説明されましたように、公契連モデルに準じてやっているということなんですけども、佐賀県あたりは直工事掛ける100、共通仮設費100、現場管理費100、一般管理費30と、0.3というようなやり方で、大体90から92%という最低ラインを保っておるようでございます。国交省の動向を見ながら、また九州各県の動きも見ながら対処していただきたいというふうに思ひます。

それともう1つ、これも成富課長のほうから先ほど発注のピークと竣工のピークという説明がございました。私がいつも思っているのは、今度の改正品確法にもよく出てくる言葉なんですけども、新規就労者を確保する、若手技術者を確保するというようなことと、先ほど説明がありました計画的な発注、適切な工期設定、こういうものは非常に大きくリンクする問題じゃなからうかなと思ひます。

森さんのほうから先ほど給料の話もちょっと出ましたけども、今の若い人たちはやっぱり休みがそれと同じぐらい重要だと思うんで

すね。なかなか連休が取れないということですね。そういうものがやっぱり現実問題として、離職率の高さに繋がっているものだと思います。なかなか大きな難しい問題とは思いますが、やはりそういうものが非常に現実的には休みが取れない、そういうものが現場の中では非常に大きな、若手就労者、若手技術者の新規就労者の確保について大きな阻害になっているということを申し上げておきます。

○東充美委員長 わかりました。

先ほど森品確委員からもありましたし、今、前川理事からもありましたように、やはり私たちも考えねばならないのは、この建設産業全体の若手に関してが、やっぱりこれからのこの産業全体の活性化につながる、それは本当に認識をしております。

今の件に関してどちらか、執行部か部長か、誰かありますか。何かいい考えがあるんじゃないかな、いっちょぐらい。

○成富監理課長 今いろいろ御意見いただきまして、今年度、建設産業かなり疲弊しているということで、去年かなり公共工事が急激に増加して人手不足、資機材不足、事故繰りが去年多額に発生しました。

そういう中で、やっぱり人手不足ということと、私どもも技術者、技能者が高齢化している、若手の入職者が少ないということで、今年度、各団体さんの意見を聞きながら、また教育機関の意見を聞きながら、人材の確保・育成について検討会を立ち上げて、この前、中間取りまとめをまとめました。この中間取りまとめにつきましては、また今から各建設業団体の方々、専門工事業団体の方々、教育機関、また高校とか中学校に対していろいろまた意見を聞きながら深掘りをしていきたいというふうに思っていますので、県としてもしっかりと、この建設産業が今後もきちん

と成り立っていくように人材確保についてはしっかりと取り組んでいきたいと思っていますので、御支援・御協力をお願いしたいと思っています。

○前川参考人 どうもありがとうございます。

○東充美委員長 よろしいですか、前川理事。

○前川参考人 はい。

○東充美委員長 じゃ、ほかに。

○坂田参考人 坂田でございます。

監理課からの説明資料1の一番最後のページ、10ページでございます。市町村への働きかけ状況ということでもろもろ書いてありますけど、このやはり資料の一番最初の1ページ目、一番最初の品確法の促進のために背景に書いてありますけど、発注者のマンパワー不足ということが書いてあります。

市町村においては、このマンパワー不足というのが全く当てはまるというようなことを考えております。なかなか、やっぱり行政のほうも人員の削減等々をやりまして、土木、建築の技術者というのが非常に少なくなっておる状況でございます。また、技術者の育成・確保ということについて、なかなかお金をかけられないということで、1人の技術者が事務のほうに行ったりとか、事務屋さんが技術のほうに行ったりとかしているような状況でございます。

そういった状況で、この品確法の促進というのが果たしてできるんだろうかなということを考えております。そうであれば、熊本県あたりからそういう市町村の状況を調べていただいて、少しやはり足りないところには支援をしてやるというようなことができないだ

ろうかなというふうに考えております。

もう1つ、熊本県からの支援ということも言いましたけど、県のほう各振興局を見ても、やはり以前と比べて人というのが少なくなっている状況でございます。1人の監督さんが工事を抱えている量というのが年々こうふえてきていると。そうすることによって、早期の発注ができないという状況も起こっているんじゃないかなということも考えます。このマンパワー不足というのは、発注側、受注側も若手等々の入職が少ないということで困難になっておりますけど、発注側のマンパワー不足というものもあるんじゃないかなと思いますので、ぜひその辺の解消をすることによって、この品確法の推進というのがより進むんじゃないかなと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

○東充美委員長 わかりました。

これは、発注、受注お互いにマンパワーというのは言われておりますし、各市町村も個々いろんな合併等もありまして、人員等の配置そういうものに苦勞していると思います。振興局も今、県のほうもそれなりに合併後の振興局のあり方等も考えまして、各拠点、拠点という形の振興局のあり方もやっているところですが、今の件に関しまして市町村への指導等に関しても何か、そちらの執行部でありますか。

○金子政策審議監 政策審議監の金子です。

マンパワー不足のほうは、県のほうも発注者として同様でございます。行革の関係もありますし、あと公共工事の場合は投資事業もかなり減っておりますので、それにあわせて職員も減少しております。

ただ、先ほど成富課長の説明にあったように、年度末とかに非常に集中してるという問題も1つあると思います。発注の時期あるいは竣工の時期、そういうのをいかにして、ば

らしてあげて、バランスとって発注できたり竣工検査ができるようなシステムをつくらないといけない。そういうものも含めて検討する必要がありますと。

市町村についても、今後、品確法の趣旨を踏まえていろんな検討をされると思うんですけども、基本的には市町村の方、市町村がどうやってこの公共工事の執行体制をとっていくか、まず真剣に検討していただいて、県も一緒になって支援するところは支援しないといけないし、改善できるところは同様に一緒になって改善していきたいなと思っております。

○東充美委員長 ということで、坂田委員よろしいですか。

○坂田参考人 はい。ありがとうございます。

○東充美委員長 先ほど挙げられたのは、どっちだったかな。松原品確委員ですね。はい。

○松原参考人 品確委員の松原と申します。よろしく申し上げます。

私は、技術者の立場として品確委員の一委員に入れさせてもらっておる者でございますが、建設業協会の資料の中の3ページ、具体的な取り組みの2番の④、適正な歩掛かりの確保に向けた取り組みということを取り組みに協会として上げておるんですけど、これについて何でこれをやらないかぬかということ、ちょっと御説明さしていただきたいと思っております。

私も、今申したように技術者としてずっと土木工事の施工に長年携わってきた者ですが、平成10年度あたりから設計単価がだんだんだんだんと下がってきていると実感しております。特に橋の橋台や橋脚といったコンク

リート建造物の施工では全く利益が出ないと、ひょっとしたら赤字になるというような状態になっている。何でかという、その歩掛かりが施工実態に合っていないという状況が今発生しているからというふうに思っております。

このごろでは、平成9年度から実施された公共工事のコスト縮減対策、この中の取り組みとして積算の合理化というのがずっと行われてきたわけですけど、それまではサイクルタイムとかを使って、計算してちょっとややこしい積算をしてたわけですけどね、それを簡略化した、ちょっと大きくくり化とかいう名前前で国交省のほうは説明してありましたけど、で、実態は、値段的には施工によって細々と分かれるんですけど、積算を簡単にするために、そこら辺をここからここまでは同じというようなやり方で今の積算はどんどんどんどん変更されてきております。

今回どういう具合な変化があるかということ、その平成9年度以降の歩掛かりと現在の歩掛かりに対して対比表をつくって比較してみたんですけど、ほとんどが現在は以前のやつに比べて1割以上、その歩掛かりの関係で安くなっていると、そういう状況でありまして、特にちょっとひどいのにありますと、先ほど言った橋の橋台の工事とか鉄筋の組み立てとか、ダンプ、トラック——運搬のその歩掛かりによる単価ですね、これはもう3割以上安くなっていると。実際これで施工ができるのかという、ちょっと施工実態と合わない部分が相当ございまして、この品確法にあります適正な利潤の確保の観点から、この歩掛かりの分の見直しも必要ではないかということで、実態に合っていない歩掛かりについては見直しを要望したいと思っております。

○東充美委員長 大変わかりました。

今、松原品確委員から言われましたけども、赤字覚悟でやっておられるのかなと。

今、何年と何年の対比と言われましたかね。

○松原参考人 平成9年度からコスト縮減が始まって、私どもの資料がちょっと古いのが、平成7年しかなかったもので、そこで、それまで平成9年まで歩掛かりは余り変わってないもんですから、平成7年と現在を比較しております。

○東充美委員長 この件に関しては。

○古澤土木技術管理課長 土木管理の古澤でございます。

御指摘のように、実勢価格、先ほどおっしゃいましたコスト縮減等々で歩掛かりが見直されてきております。そして大きくくりの中で適用範囲が見直されて、できるだけ積算事務の軽減というようなことでされてきたのは事実だと思っております。その影響等を受けて、また実勢価格も落ちてきているという状況でございます。

で、今回の施工パッケージの中でもやはり大きくくり化、先ほど大きくくり化とおっしゃいました。大きくくり化でいわゆる我々県なり市町村が行っている工事が非常に例外的な扱いされないようにしたいということで、今回、品確法の中でも適正な積算基準を運用というふうな文言があります。ただ、その適正な積算基準の中身が問題だということでおっしゃっているのかなと我々考えておまして、その適正な積算基準の中でも、いわゆる国のレベルの直轄工事だけでなくで地方ですね、県だとか市町村レベルの施工規模も見据えた積算基準に見直してほしいと、そういったものを今回の品確法の中でも意見を述べていきたいと思っております。

先ほどの、今まで細かく積み上げてきたものが、いろんな市場単価だとかあるいは施工パッケージのほうで大きくくり化されているということで、いわゆる小規模な工事というの

が排除されて、その歩掛かりが生かされてないという御指摘だと思いますけど、そういった意見につきましては国のほうにも伝えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○東充美委員長 なかなか執行部の答えとしてはそのくらいですけど、我々もそういう形でいろいろ皆さんから御意見聞いて、議会そして建設委員会として国のほうにもいろいろなことと言っていききたいと思っておりますので、その辺を考えてやっていききたいと思いません。

よろしいですか。

きょうは意見交換ですので(「よろしいですか」と呼ぶ者あり)神崎品確委員ですね。

○神崎参考人 県の熊本県建設業協会の労務対策委員をやっております神崎と申します。

前回2月にこの委員会に初めて出ささせていただきまして、私のその発言がたまたま私が、たまたまといいますか球磨地域振興局だったものですから、私の発言が何か球磨地域振興局だけのことだったようにちょっと伝わって、各関係者にちょっと御迷惑をかけたところがあるんですけど、私は県の労務対策委員長というのをやっておりますので、全県からいろんな話がありますので、それをまとめたところでのちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

先ほど、熊本県が行ってます事前公表についてのお話がありました。これは発注者としての考えですので私たちがここで、指摘はいろいろあるんですけど、ただ現実的に事前公表で弊害が起こっていることを幾つかお話をさせていただきます。

公告がありまして、それから設計書を見まして、それから現場を見たりとかしながら見積もりをします。その中で、どうしても、どうしても金額が合わない。なぜなんだろうと

言っているところ考えてみます。そうすると、その中には確かに、さっきありましたように材料の特殊ものの値段がどうしてもわからない、これが合わないんじゃないだろうとか、設計の考え方がちょっと違うんじゃないだろうとか、そういったことがございまして、例えば、当然入札前にその担当の方に聞きに行くんですね。すると担当の方も、これは県のほうからちゃんとした、ある意味ではマニュアル化していただいて、通達してもらえばいいんですけど、いや、そういったことは一切お受けできませんと、設計内容については答えられませんと。中にはちゃんと、どういうことでしょうかと言って、ああなるほどですねと、そういうふうな見方ですかと。いや、そういうふうな見方はしていませんとか、対応が一つばらばらなんですね。それによって、入札する段階において、このまま入札していいんだろうかと、でも仕事がない場合は特に、それでもまあぎりぎり入れて、公表してありますから、入れて、それで落ちたら、それで頑張ってみるか。で、取ってしまつて契約をすると当然、そういったことはもう価格も公表されてますし設計内容もちゃんと明示してありますから、おわかりの上に落札されて契約されたんでしょうと。ですから今さら変更はできませんと。その部分は、ある意味当然なんですけど、やっぱり事前公表ということであれば、当然設計内容についてはこちらから質問をしたときには、こういったことについてはちゃんと答えるようにとか、そういったことを今一度原点に戻っていただいて、各技術者といいますか各担当の方にもう一回、同じレベルになるように、まずそういった仕事といいますか、それをやっていただきたい。そうしないと、たまたまいい担当者に当たると設計内容まで熟知して入札することができる。中には、単純に言うと、極端な言い方をすると、言ってはならないことなのかどうかわからないところ

で、いや、これ言ったらまずいかなということまでそこで終わって、結果的には仕事がないから、ううんどうしようと言いながら、もう入札して落札して契約してしまうということが実際あっております。その辺については県のほうで今一度どこまで、例えば質問があったときどういう受け答えをできるのか、どこまではしなければいけない、これから先は聞いてもお答えはできませんとか、そういったことをもう1回精査していただきたいというふうに思います。それが第1点です。

それと、歩掛かりの話がございました。これ単純に1つわかりやすく言うと、けさもちよっと確認してきたんですけど、改めて。10立方——、10立米といいますけれども、僕らは——を、1日掘るのに何人の人間の手が要るかということで、今3.9人になってます。ということは、1日8時間で1人の人間が2.56立米、極端に言うと穴を掘る。これが床掘りになってます。ただ、10立米まではならないと思うんですけど、ちょっとうる覚えですけど、それまでは10立米を掘るのに4.1人でした。年々日本人の基礎体力が下がるにもかかわらず上がっているんですね、掘る量が。つまり、歩掛かりが下がっているんです。10年前は1人頭2.44立米だったものが2.56立米に上がっているんです。これは私よく言うんですけど、私の父は大正15年生まれでしたから、おそらく戦争にも行ってますんで、私の父だったら掘れるんじゃないかと。でも私に、今8時間で自分の墓穴を掘るようなものですから1メートル、1メートルの、2メートル50云々ですから。これ言われて、掘れるかと言われたら掘れないと思います。どうやってこれ調べてるのかと。この歩掛かりに関しては国がやっていることですので、熊本県のほうにこれを変えてくださいと今すぐ言ったところで、それはできないのは制度的にわかっていますけど、そういうふうに歩掛かりがこの平成10年前後からすると、下がったこと

はあっても上がったことはないんです。そこで機械力が、機械の能力が上がってきてますので、機械でする仕事の歩掛かりというのがある程度下がってくるのは、これはわかるんですね。しかし、それだけ機械の金額も上がったりしますので、絶対的にも相対的にもそんなに変わらないんですけど、日本人の体力を考えたときに、どうやってその歩掛かりが下がるというのが、これはもう我々は不思議でならない。というところがあるものですから、歩掛かりについては今さっき申し上げたとおり、国が全て決めて、大体県のほうから町村のほうにも全てそれがもとになっていきますので県のほうにお願いすることではございませんけど、このことについては委員を初め皆さん方にこの歩掛かりが下がっていることを、どう考えてもおかしいということはおわかりいただきたいというふうなことでお話をさせていただきます。

それと、言い忘れましたが、事前公表につきましては、事後公表のころはみんなとにかく積算、積算で積算力もかなりあったと思います。今はっきり言いますと、積算能力が下がってきている、これが事実だと思ってます。特にやっぱり失礼な言い方を言いますと、小規模な会社とか、我々ここにおけるのは熊本県建設業協会の会員なんですけど、非協会さんなんかはもう公表してありますので積算する必要もない。これいきたいなと思ったら自分で値段これぐらいでいい、どうだろと行って落ちればそれでラッキーと。だから事前公表というのは、熊本県が今までの過程の中でいろいろ考えられて決められたことではあるんですけど、1つはそういった弊害が出てますので、1つは、最初にお願いした分については職員さんの再教育といいますか、もう1回徹底していただければいいとは思いますが、実際その積算能力が下がってきて、我々建設業のその会社、会社の能力が下がっているということが疑えな

いというふうな状況であるということをお話しさせていただきます。

以上です。

○東充美委員長 はい、わかりました。

今、事前公表の件では神崎委員から、前回のときも何かそういう面でもお話しされたんですかね。担当者の、担当者といえますか職員の件に関しての。

○神崎参考人 はい。職員さんのことについては、ちょっとお話ししました。

○東充美委員長 これは事前公表の件とあわせて、担当者のまちまちによっていろんなことが違うと、これはですね、やっぱり職員教育といえますかそういう面だろうと思いますし、さっきも言われた10立米の4.1から3.9、これもどういう形になって下がっているか、これはもう、ちょっと我々の段階でどうすることもできないと思いますけど、これも委員会それぞれで議論していきたいと思います。

まず最初の件の対応の件について、古澤課長でいいですか。

○古澤土木技術管理課長 先ほどの、入札に関しての設計内容の問い合わせ、質問ということだったかと思います。まずそちらのほうから、ちょっとお答えします。

質問につきましては、口頭でもしょうけども一応文書で受け付けまして、それを我々のほうで公表する。例えば一般競争入札であれば皆さんにちょっと知っていただく必要がある、公平な土俵に乗っていただく必要があるということで、いろんな質問に対しては答えて、インターネット上といえますか、のほうで公開するというのが原則にしております。

今おっしゃいました、その答えられないというのは、口頭じゃなくて、もしそういうときがあれば文書で出していればありが

たいと思っております。

以上でございます。

○東充美委員長 今のは、神崎委員に関するあれですかね。

○古澤土木技術管理課長 はい。

○東充美委員長 そういうことで、文書という形出ましたけども。

○神崎参考人 はい、それは存じております。

○東充美委員長 いいですか。

○神崎参考人 はい。

○東充美委員長 これは前回はそういう形だったと思いますけども、いいですかそれで。

○神崎参考人 はい。

○東充美委員長 じゃお願いします、それで。

あと時間も随分押してまいりましたけれども、こちらの委員さんの中から何か。

○森浩二委員 執行部にちょっと聞きますけど、先ほどから最低制限価格ですか、その上げれない理由は何かあるとですか。同じ、別に問題なかでしょう。

○金子政策審議監 政策審議監の金子ですけども。

上げれない理由というか、前回90%近くまで上げたときにも、県の判断でやってる部分もあります。ただ、基本的には公契連モデルに準拠しながら、それにあわせて最低制限価格を上げてるという状況にあります。

ただ、熊本県の場合は、まだ公表されてませんけども、今、平均落札率がおそらく95%を超える状況だろうと思います。一昨年23年度の公表データだったら、たぶん全国4位ぐらいで、現在は全国で2番目近くになっているんじゃないかと思います。

したがって、この全体の平均的な落札率とは一概に言えませんが、全国トップクラスの落札率の状況で最低制限価格を上げるとはなんぞやというような批判とかもありまして、そういうのもあって、どういう判断で最低制限価格を考えるかというところがありますので、そういう面で非常にバランスも考えながらやらないといけないという状況にある、熊本県の状況であります。（「関連で、よかですか」と呼ぶ者あり）

○東充美委員長 いいですか。では吉永委員。

○吉永和世委員 落札率が全国でトップのほうにあるんでしょうけど、それによって適正の利益が得られないということは、それはちょっとおかしい話ですよ。予定価格というのが、ある意味適正価格になってないのか、そこら辺のその適正価格が、どれが適正価格なのかというの、やっぱり業界の方々そしてまた職員の方々も、やっぱりそこら辺がはっきりしておかないと、落札価格が適正価格という、たぶんそういったお話も聞いたことがあるんで、先ほど言われた事前公表で、結局きちっとした中身がわからぬでも出すと、結局、落札価格が適正価格という言い方をするんで、執行部側からするならば適正な価格で落札されたんですねという形にたぶんなってしまうんだろうなというふうに思うんで、そこら辺の適正な価格ですね、適正価格というのをはっきりと、やっぱり何か、予定価格が適正価格ですよという、そこら辺をはっきり決めたほうがいいんじゃないのかなと思う

んですけどね。そこら辺は私の個人的意見ですけど、そこは業界の方々はどう思っているのかお聞きしたい部分もあるんですけどね。

○東充美委員長 今のは。（「いいですか」と呼ぶ者あり）じゃ、橋口会長。

○橋口参考人 今、全国的に、また国交省のほうでも、中央の会議に行きますと、適正価格というのは100%なんだと。しかし、じゃそれを言ってくれと。公取が入りましたと、今あれは長野県、栃木県ですか。公取は95以上だったらこれは談合と認めると。国交省は100が適正価格と言っているんだから、同じ国の機関だから言ってくれと。それを山梨の会長が盛んに言われますけどね。我々の前ではそう言われます、国交省は。しかし、やっぱり財務省が強いんでしょうね、なかなか言われないと。

そういう中で、やっぱりこれから先、少子化の時代でございます。たぶん今、建設産業はアベノミクスで随分公共事業はふえております。しかしながら、自転車操業みたいな状況で、このアベノミクスが終わったら、たぶんつかえ棒が取れてばたばた全国的にいくだろうと。これは全国の会長さんたちの話です。日経コンストラクションの記者も来たときそういう話もしましたし、全国でそういう話を聞きます。

で、これから先はやっぱり、今度の品確法は、若手の入職、他産業との競争になるわけですね。ところが、やっぱり賃金が低い、福利厚生が整ってない、これをどうにか上げぬことには、まずスタートラインに我々つけぬわけですね。例えば土木の高校、大学を出ても、土木に入る子というのが少ないんですよ。建築もしかりだと思います。これは何でかということ、いわば基礎的な部分が、ほかの産業は上がっていくんですが、ことしの10月

の労務費調査をされたそうです。下がってたと。で、それはだめだと、また2月のを出さなきゃいかぬということで、中央では。だから10月の労務費調査の結果は出てないんじゃないんですか。下がったそうですよ。これは根本的に、会計法という法律があって、ことし例えば県の平均の落札率が95、これが来年100になると、わかりやすく言えばですね、これが100になる。また来年はこれが95で落ちる。これがまた100になるというような会計法の予決令、そういう法律があるものですから、これはどうしても我々がどれだけ言ってもなかなか変わらないと。それだったら、国しかできないこと、県でできることをちゃんと線引きをして、今、吉永先生が言われたみたいに何で最低制限価格を変えないんですか、上げないんですかと。これ、県でできるんですよ、やろうと思えば。ところが、先ほども執行部のほうから言われてるように、公契連モデルを参考にしておりますと。これから先、特に地域間競争の時代になると思います、熊本県対鹿児島県、熊本県対福岡県。そういう時代で、熊本のやっぱり特性を出して合法的に、どこまでどうすればこの産業が残るかというのをひとつ考えていただきたい、それを切に望むところでございます。県でできるところは、たくさんございます。

まあ、よろしく願いいたします。

○東充美委員長 わかりました。よろしいですか、吉永委員。いいですか。

この件に関して、執行部のほうから何か、最低制限価格は。

○金子政策審議監 大きい、たぶん積算価格といいますか、それと最低制限価格、ちょっと議論が何かふくそうしているところもありますけども、いわゆる積算価格、今幾らの価格が妥当かというのについては、やっぱりしっかりきちんと議論していかないといけない事

柄だろうと。あと最低制限価格については、基本的には全国の公契連モデルあたりに準拠しながら、もちろん熊本県の独自性も出しながらやるところもあると思いますけども、先ほど会長のほうからお話しあったように、公取とかそういう問題もありますんで、そういったのも踏まえながら検討していきたいというふうに考えております。

○東充美委員長 適正価格は適正価格という、名前が適正ですから、そういう形になると思います。

ほかに。（「よろしいですか、もう1つ」と呼ぶ者あり）

○神崎参考人 我々協会のほうから出しました資料の3番目、大きい3番目の県建設業協会における今後の取り組みということで、これの上から1、2、3、4と書いてありますけど、4番の公共工事等の建設投資の安定的な確保ということをお願いをしておるところです。

これにつきましては、昨年のアベノミクスと、阿蘇を中心とする災害復旧でかなり量がふえて、我々の協会もいろいろと各地区地区で状況も違った中で、仕事としてはいただいたものから一息ついてはおるんですけど、先ほどからお話がありますように、来年からがもう既にちょっと読めない、先が読めないという状況だものから、やっぱり再度のお願いということになるんですけど、今の国・県の状況を見たときに、私たちの仕事を昔のようにたくさん出してくれというようなことは、もう到底言えない状況だというふうに思っています。でも最低、少ない中においても、国にもお願いすることなんですけど、熊本県としても今後2年後、5年後、10年後、こういったふうに、少ないながらもこういう仕事をやっていきますというようなことがあると、我々も厳しい中にも会社経営がで

きるんですね。でも、これは誰が悪いとか何とかじゃありません。要するに国策とかに絡んで予算がついたり減ったりするものですから、それに災害がきたり、そのことによって、国が悪いとか県が悪いじゃなくて、要するにそういった中で僕らが経営をしていかんとかぬというのは、非常に先が見えなくて、大波を渡るような小舟みたいな状況なものですから、まずは熊本県からでも、もう2年後、5年後、10年後こういうふうな考え方で、こういうふうな投資でやっていきますというような、そういったものをいただけないかと。これは国のほうにも私たちはお願いをしているんですけど、やっぱり私がつくったあれですけど、名前なんですけど、私はマスコミから質問されたときに、我々の業界を一言で言ったらどういうふうになりますかと言われたとき、私はこう言います。無政策不況業種だと。政策がどうしても見えないものですから、その都度その都度かじを切っていくかぬと、安定的な経営ができないと、イコール安定的な雇用ができないと。これをひとつ委員の皆様方にはぜひとも御理解いただきまして、少しでも県の施策のほうに反映していただければというふうに思います。

どうぞよろしくお願ひします。

○東充美委員長 わかりました。

じゃ、山本委員からお願いします。

○山本秀久委員 今まで随分、皆さん方の御意見を聞いて今日まで本当に熊本県の活性化のために日夜、本当に努力していただいていることに対しては、感謝とお礼申し上げます。

でも、この問題というものは、実は継続性がないと物事は進まない。だから、その継続性を持つということはどういうことかという、その熊本の、いつでも私は政策をつくるときに、どれとどれが大切な、熊本県の中で

ピックアップ10ぐらい上げると、何でもかんでも予算つけてしまったってだめなんだと。

1つ熊本県で今一番重要なのは何と何なのかということピックアップして、そこに予算の計上していかなければならぬ。そして継続を求めなければならぬ。

ですから私は、自分のことで申しわけないけど、私県議会に出たのは、水俣で病気が発生したため、水俣地域の活性化のためにどうしてもこれは振興計画を策定しなけりゃならぬということで、おかげでその当時の県連会長河津寅雄、そうすると町村会長の河津寅雄さん、そして芦北町の町村会長だった吉田富士夫、その2人がその当時の模様を察しまして、そして均衡ある熊本県の、かつてのようになさなければならぬということから、各了解事項を取りつけて振興計画の策定をしたわけです。それが熊本県の知事として、それを適切にやるという問題がなければスタートを切らなかった。私は、それを策定するために県議会に出て、今日までおかげをもちまして皆さんの、本当に皆さん方の支えと指導のおかげで今日まで第5次、30年間それを5次まで持ってこれたんです。そのために大変なバランスがとれてきたと思いますけど、そういうことの継続性に伴うものというのはどういうものなのかというと、さっき申し上げたように皆さん方の今抱えている問題点の中で、一番、熊本県の建設業が抱えている問題点というのは幾つかあると思います。それを1つ1つ、10あれば5つでも確保できて継続できるようなシステムをつくり上げていくことも必要であるということ、私は何回も政策の中でも言っているんですよ。熊本県の町村にも県会の中にも生き字引がない、生き辞典が。だから必ずその課において生き字引を置けということをしとかんと、その生き字引がおることによって継続性というのが生まれてくる。

そういうことで、私はこの30年間で気違い

扱われたことが3回あるんですよ、正直言って、あれ山本はおかしいじゃないかと。それはなぜかという、水俣振興計画に一貫性として西回り高速の必要性を訴えた、新幹線よりかこれが先なんだと。そして、それをできるだけ九州には大動脈として入れるべきだ、そういうことが発展の基準になるんだと。いって、ずっとやってきた。それはなぜかと。継続性があったから今日まで続いたと思ってます。

そうしたとき、特にある問題で間違っちゃって、ある問題で曲がってしまった面もあった。だから、そういう点をよく考えて、今執行部の皆さんにもよく、皆さん方は大切さをよくわかっておるわけです。その価格の判定というのは、そういうふうにして1つのその時々、場合によっては価格が下がったり上がったりして安定性がないのは事実なんです。そのときに熊本県の建設業のその仕組みの中からは、これが本当に適切な価格だとか、こういうときにこういう必要な材料が、これだけの特殊な材料が要るんだということの認識が甘いところもあるんですよ。だから、私は仕事をするときは必ず机の上で考えたものと現場に足を向けて考えたことと、できること、できないことは変わってくるんだということを、いつでも言ってるんですよ。だから、そこにもうちょっと執行部のほうも、その適切な判断をすべき材料がそろってないということなんです。それを私はいつでも言っているんです。机の上で考えるものと現場に立ったものとの考え方は違ってくるわけです。机で考えたらできるものが現場に立ったらできなかったり、そういうことで認識を改めて物事を進めていく、そうすると適性な審査があるでしょう、建設業、土木にしても何でも毎年適正検査をやっておる。そういうときに、そのときの、ここで今出た問題を指摘して、納得する材料をそこで吟味すべき面もそのときにあるべきだと私は思っ

ますので、これを今までこれだけ意見が出たんだから、そこは改めて認識してこれから進めていただきたいというのが私の本意である。よろしくお願いします。

以上です。

○東充美委員長 わかりました。ほか。

執行部のほうから部長、今の件に関して。じゃ、猿渡部長。

○猿渡土木部長 今ほど山本委員のほうから、いろんな御指摘をいただきました。今いろんな御意見をいただき、市場単価と実勢単価は違うであろうとか、いろんな話もお伺いしました。

何よりも、山本委員からお話しされたのは、いつも言われていることなんですけど、政策の重点化を図りなさいということであり。実は先ほど、公共事業費の安定的な確保ということにつきましては、ことしの7月、国への要望事項の土木部としての一番最初に上げさせていただきました。公共事業費の安定的な確保を図る必要がある、ぜひお願いしたいという要望でございます。

これはなぜかといいますと、もう皆さん御承知のとおり公共事業費というのは平成8年度をピークにずうっと右肩下がりでありました。そして23年、4年が一番最低でありまして、アベノミクスということもありまして、少し明るさが見えてきた、そういう状況にあります。ただ、そういう中でありながら、災害もありましたんですけど、一方で人手不足とか資材不足とかいう、そういう状況があったと。それは、やっぱり何かといいますと、公共事業費の安定的な確保がやっぱり今後も図っていかねばいけないというようなことがあったものですから、ことし7月の政府への提案ということでさせていただいたところであります。今回、11月にも同じような政府への提案ということがございます、これも

土木として1番にそこのところを要望していきたいと。もちろん道路もありますし、それから港湾もありますが、そういったことの一基盤に公共事業費の安定的な確保必要だということで要望させていただきたい、要望していくということにしておるところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○山本秀久委員 実はですね、私は皆さんに大変、日ごろから御指導いただき御協力いただいておりますおかげで、衆議院選挙が終わったその明くる日から熊本は、皆さん方の抱えている問題点を解決しなければならないことに対する、その衆議院選挙が終わった明くる日からチーム熊本を結成させていただきました。そのチーム熊本というのは、国会議員そして県会議員、各市町村長、皆さんも束ねた1つの問題点を提起してもらっていかなければならぬということから、チーム熊本を結成して、おかげをもちまして経済対策も日本で5番目の841億という予算を獲得させていただき、その次は5.5兆円のときも6,000億の金額を熊本県は確保して、だからよその県では熊本県はどうしてそんなに予算が取れるんだというようなことを言われた。やっぱり、これは継続なんです。そしてもろもろのものをピックアップしながら、今部長が言われたように一番手を挙げたのが土木部なんです。そのために、ずっと今日までその経済対策の中で。だから今度も、もうすぐ10月にも予算獲得に行つて参りました。そして今度11月の17日も、また知事を連れて予算獲得に行くわけですよ。そうやって手を早く打っていく、そして熊本の抱えている、皆さん方が考えているそういう問題点を早くピックアップしながら、その中で本当に、さっき言ったようにどれだけ必要であるのか、何が必要なかということをもまずピックアップ、10ぐらい

ピックアップした上で動けということをお願いしているわけです。何でもかんでもできるもんじゃないんですよ。だから熊本県として今一番必要なものは何なのか、何から手がけなければならぬか、そうすることによって地域の活性化にどうつながるかということを探索しながら、その政策というのは的確に敏速に執行していかね。それには、どうしても金が伴います。それには裏打ちをしなければならぬ。それが経済対策。ですから、そのチーム熊本というのを今結成して、それが順調に動きよる。だから今度も大西議員が立ったときも、チーム熊本の一員としてこれからの市政をやっていくかということが条件なんです。そうせぬと、国・県・市長が一体となって今後は動かぬと、この活性化というのは皆さん方の思ってる問題でも解決せぬというのが今回の選挙の目的だったわけです。そういう意味です。

ですから、これからも皆さん方のいろんな問題点は的確に、今部長も言ったように、この部長が早いんですよ、物事を決めるのが。だから皆それだけの部分がそろってますので、いろんな的確な問題の、価格の問題、いろんな問題でもこれが解決してもらえると期待をしていますので、どしどし言ってください。我々も、党としてそれはやらなければならぬ義務がありますので、よろしく願いいたします。

○東充美委員長 もう時間はそうありませんけども、ほかにまだありませんか。

ほかになければ、ここで本日の意見交換を終了いたしたいと思いますが、本日は本当に、大変お忙しい中に熊本県建設産業団体連合会並びに一般社団法人熊本県建設業協会の皆様にお越しいただきまして、まことに感謝申し上げます。

今、国のほうでも地方創生、地方創生ということがよく叫ばれております。

私もきのう、小泉復興政務官と、ちょっと時間ありましてお話しすることがありました。これからは地方でいろんな、やりたいことをやってくれるという、そういうことを私たちのほうに持ってくれば、私たちのほうは死に金でなく生き金だったらどんなことでもやりますよというようなお話をやってまいりました。

今、先ほど会長からありましたけれども、この建設産業分野あるいはほかの分野におきましても大変厳しいのはわかっておりますし、若手育成等にどの分野もこれから真剣に取り組んでいかなければならないということは、我々委員もそしてまた土木部あるいはほかの分野の方々も十分認識はしているつもりであります。

そういう意味におきまして、今後ともますます地域間競争は激しくなると思いますが、我々も皆様方と一緒に、先ほど山本委員から言われましたように、チーム熊本として頑張っていきたいと、そういう面も持っております。

きょうは本当に実のある議論をさせていただきまして、これをこれからの我々の委員会審議に反映させていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく皆様方の御協力をお願い申し上げます。

きょうは、本当にありがとうございました。

その他で――ちょっと待って、済みません。

これから、一回終わりますので、その他にちょっと入りますけれども、何かございますか。

何もなければ最後に、要望書が5件提出されておりますので、参考としてお手元に委員の方々に配付をしております。

それでは、これをもちまして第6回建設常任委員会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

午後2時52分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長